

平成29年度 事業系ごみ受入基準表

川島町環境センター

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				
受入できる廃棄物							
○				13. 紙くず	建設業に係るものは工作物の新築、改築または除去により生じた紙くず以外の紙くず。パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係わるものはパルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等以外の紙くず。	新聞紙 雑誌・雑紙 シュレッダーした紙 ダンボール 紙パック 紙製容器包装	建設業 パルプ製造業 紙製造業 紙加工品製造業 新聞業 出版業 製本業 印刷物加工業
○				14. 木くず	建設業に係るものは工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木くず以外の木くず。木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係わるものは不要な木製家具以外の木くず。	木製机 木製イス 木製テーブル 剪定枝 (木製パレットは全業種とも搬入不可)	建設業 物品賃貸業 製材業 木製品製造業 パルプ製造業 家具製造業
○				15. 繊維くず	建設業に係るものは工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた繊維くず以外の天然繊維くず。製糸業、紡績業に係わるものは糸くず・わたくず以外の天然繊維くず。	作業服 制服 (天然繊維くずのみで、合成繊維製は廃プラスチック扱い)	建設業 製糸業 紡績業

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				
○				16. 動植物性残さ	<p>飲食料品卸売業等の流通段階、一般飲食店等の消費段階から出る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売れ残り ・ 調理くず ・ 食べ残し等 <p>(食品リサイクル法を優先)</p> <p>食料品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造業、香料製造業に係わるものは原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物以外の動植物性残さ。</p>	<p>野菜くず 麺くず ハムくず パンくず 魚の骨 動物の内臓等</p> <p>(賞味期限、消費期限切れで食料品製造業に返送された製品は産業廃棄物) (従業員等の食べ残しは全業種が一般廃棄物扱い)</p>	<p>食料品製造業 飲料・飼料製造業 医薬品製造業 香料製造業</p>
○				18. 動物のふん尿	畜産農業、畜産類似業以外の動物のふん尿	ペットショップの犬、猫等のふん尿	畜産農業 畜産類似業
○				19. 動物の死体	畜産農業、畜産類似業以外の動物の死体 医療機関等から生じる実験動物の死体(特別管理一般廃棄物に該当するもの)以外の動物の死体	ペットショップの犬の死体 ペットショップの猫の死体	畜産農業 畜産類似業
		○ 少量指定		6. 廃プラスチック類	事業活動に伴って生じた少量(1日1kg未満)の廃プラスチック類(家庭から排出されるものと同種類のものに限る)	【1日1kg未満】 プラスチック製容器包装 プラスチック製バケツ プラスチック製ホース等	全業種
					従業員等の個人消費に伴って生じた少量(1日1kg未満)の弁当容器などの廃プラスチック類	【1日1kg未満】 プラスチック製弁当容器 レジ袋 菓子袋等	全業種

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				
		○ 少量指定		8. 金属くず	事業活動に伴って生じた少量（1日1kg未満）の乾電池等（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）（廃油等の付着しているものを除く）	【1日1kg未満】 乾電池 飲料用アルミ缶 飲料用スチール缶 缶詰缶 菓子缶 塗料缶 スプレー缶 カートリッジ式ガスボンベ 一斗缶 小型家電	全業種
					従業員等の個人消費に伴って生じた少量（1日1kg未満）の飲料缶等	【1日1kg未満】 金属製飲料缶等	全業種
		○ 少量指定		9. ガラスくず、陶磁器くず	事業活動に伴って生じた少量（1日1kg未満）の蛍光管等（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）ガラス類（板ガラス等）、陶磁器くず	【1日1kg未満】 板ガラス 陶磁器くず 蛍光管	全業種
					従業員等の個人消費に伴って生じた少量（1日1kg未満）の飲料びん等	【1日1kg未満】 飲料びん等	全業種

受入できない廃棄物

				13. 紙くず	特別管理一般廃棄物に指定された感染性一般廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれがあるもの） (H29.3 環境省感染性廃棄物処理マニュアル参照)	結核患者等が使用した「紙おむつ」	病院 診療所 介護老人保健施設 動物の診療施設 助産所 大学及びその附属研究機関等
			○	1. 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ	焼却灰等	全業種
			○	2. 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等	洗車場汚泥等	全業種

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				
			○	3. 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等	食用油 ラード 鉱物油 エンジンオイル等	全業種
			○	4. 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液	酸性廃液等	全業種
			○	5. 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液	アルカリ性廃液等	全業種
			○	6. 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物 【1日1kg未満の廃プラスチック類（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）及び、従業員等の個人消費に伴って生じた1日1kg未満の弁当容器などの廃プラスチック類を除く】	廃タイヤ ビニール袋 PPバンド プラスチック製容器包装 発泡スチロール ペットボトル等	全業種
			○	7. ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず		全業種
			○	8. 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等 【1日1kg未満の乾電池等（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）及び、従業員等の個人消費に伴って生じた1日1kg未満の飲料缶等を除く】	金属くず	全業種

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				
			○	9. ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等 【1日1kg未満の蛍光管等（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）ガラス類（板ガラス等）、陶磁器くず及び、従業員等の個人消費に伴って生じた1日1kg未満の飲料びん等を除く】	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず等	全業種
			○	10. 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶融炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等	鉱さい	全業種
			○	11. がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物	コンクリート破片 アスファルト破片等	全業種
			○	12. ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの	ばいじん	全業種
			○	13. 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。	包装材 段ボール 壁紙等 （紙製容器包装を含む） パルプ 紙 紙加工品 板紙 書籍等	建設業 パルプ製造業 紙製造業 紙加工品製造業 新聞業 出版業 製本業 印刷物加工業

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				
			○	14. 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。	木材片 おがくず かんなくず 型枠 足場材 建具工事等の残材等	建設業
					不要な木製家具等	物品賃貸業	
						残材 チップ おがくず等	製材業 木製品製造業 パルプ製造業 家具製造業
			○	15. 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他繊維製品製造業を除く）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。（合成繊維くずは廃プラスチック）	天然繊維の ・ 廃ウエス ・ 縄 ・ ロープ類 ・ 畳	建設業
						天然繊維の ・ 木綿くず ・ 糸くず ・ 羊毛くず	製糸業 紡績業
			○	16. 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	野菜くず 麺くず ハムくず パンくず 魚の骨 動物の内臓等 （賞味期限、消費期限切れで食料品製造業に返送された製品も産業廃棄物） （従業員等の食べ残しは全業種が一般廃棄物扱い）	食料品製造業 飲料・飼料製造業 医薬品製造業 香料製造業
			○	17. 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	解体した獣畜 食鳥処理した食鳥	と畜場 食鳥処理場

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				
			○	18. 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿	動物のふん尿	畜産農業 畜産類似業
			○	19. 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体（実験動物の死体も含む）	動物の死体	畜産農業 畜産類似業
			○	20. 13号廃棄物	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの	有害物質を含む産業廃棄物を埋立処分することを目的として、有害物質が溶出しないようにコンクリート固化された産業廃棄物等	全業種